



めざそう ごみゼロ旭川



春の清掃強化期間 4月12日(日)～5月10日(日)

期間中に地域の皆様で協力して、公共の場所(道路、公園など)を清掃しましょう。

地域清掃で集めたごみは「燃やせるごみ」「燃やせないごみ」「空き缶・空きびん」に分別し、地域清掃・ボランティア清掃用ごみ袋に入れて、決められた曜日にごみステーションに排出するよう、御協力をお願いします。

地域清掃・ボランティア清掃用ごみ袋は、毎年、秋の清掃強化期間頃に各町内会に希望枚数を配付していますが、足りなくなった場合は下記の場所で配付しています。



- ① 旭川市クリーンセンター（東旭川町下兵村3番地の5）
- ② 環境政策課（6条通9丁目 総合庁舎8階）
- ③ 各支所

空き地の雑草やごみ等の放置物は景観を損ね、不法投棄の誘因にもなります。土地の所有者及び管理者は定期的に草刈り・清掃をしましょう。私有地内から出たごみは分別し、資源にならないものはそれぞれ指定ごみ袋に入れて、ごみステーションに出してください。

地域清掃・ボランティア清掃用ごみ袋の使用上の注意

地域清掃・ボランティア清掃用ごみ袋は、道路や公園等、公共の場所の清掃や、カラス等に散らかされたごみを清掃する際に使用するごみ袋です。

個人宅や事業所から排出されるごみ、共同住宅・事業所等敷地内で発生した刈り草・せん定枝・落ち葉の排出には使用できませんので、御注意ください。

また、ごみステーションに残された不適正排出ごみ（違反ごみ）を片付ける場合も、使用できません。不適正排出ごみは、クリーンセンターの清掃指導員が開封調査、個別指導を行ったあと、順次回収しております。



問い合わせ先

旭川市クリーンセンター 電話 36-2213

回										
覧										

《クリーンセンターからのお知らせ》



ごみのポイ捨て禁止運動 春季街頭啓発及びごみ拾い参加の御案内



市民の生活環境を守り、美しいまちづくりを進める運動の一環として、年2回（春・秋）街頭啓発及びごみ拾いを買物公園会場と銀座通会場（秋季のみ）で実施しています。

今年も下記のとおり、春季街頭啓発及びごみ拾いの実施を予定していますので、多くの皆様の御参加をお待ちしています。当日の飛び入り参加もOKです。※ごみ袋と軍手を御用意ください。

【日 時】平成27年4月19日（日）午前11時から1時間程度

【集合場所】宮下通8丁目 旭川駅北広場（買物公園会場）

※荒天時は中止になる場合があります。

旭川市では、市民総ぐるみによるごみの散乱防止を呼びかけるため、平成9年4月に「旭川市ごみのポイ捨て禁止条例」を制定しました。



【平成26年度秋季街頭啓発及びごみ拾いの実施結果】

平成26年9月28日（日）に行われたごみのポイ捨て禁止運動では、開業して間もない旭川駅北広場で買物公園会場の開会式を行いました。買物公園・銀座通会場の両会場合わせて、総勢60団体、1,270人の参加があり、90リットル袋で約30袋分のごみを回収することができました。

参加された皆様、御協力ありがとうございました。

ごみのポイ捨て等防止市民ボランティアの募集

旭川市では、夏季間の市内中心部や商店街、幹線道路などの清掃活動などを通じて、「ごみのポイ捨て禁止条例」の周知啓発活動に御協力いただける団体を募集しています。

応募方法

旭川市クリーンセンター（東旭川町下兵村3番地の5）にて、市民ボランティアを募集します。

（あらかじめ登録申請が必要になります。）

【活動期間・回数】5月～11月までの間に4回以上実施

【活動内容】ごみ拾い実践活動、「ごみのポイ捨て禁止条例」の周知、ごみのポイ捨て防止啓発・歩きタバコ防止啓発

【活動場所】市内中心部・商店街・幹線道路付近などの、多くの市民が往来する場所で、上記の啓発活動が可能な場所。

【活動支援】啓発用のぼり・ジャンパー・火ばさみの貸与、地域清掃・ボランティア清掃用ごみ袋の提供
※啓発資材の数に限りがあるため、貸出しできない場合があります。

【活動報告】期間中の活動を記録していただき、毎年12月末日までに、年間活動状況報告書の提出をお願いします。

【問い合わせ先】旭川市クリーンセンター 電話 36-2213

